

避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父、母、長女、次女）について、避難によりやり直しを余儀なくされた申立人次女の歯列矯正治療費用、同人の身体障害（２級）を理由とした平成２３年３月から平成３０年３月まで同人及び介護者である申立人母の日常生活阻害慰謝料増額分（各月額３万円）、並びに家族別離を理由とする日常生活阻害慰謝料増額分（避難に伴い別離が生じた平成２３年３月は申立人父及び長女に各月額３万円、申立人父が仕事の関係で月の３分の１程度別居を余儀なくされた平成２６年８月から平成３０年３月までは申立人父に月額１万円）が認められた事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1（以下「申立人X 1」という。）、申立人X 2（以下「申立人X 2」という。）、申立人X 3（以下「申立人X 3」という。）、申立人X 4（以下「申立人X 4」といい、申立人4名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

・精神的損害増額

- | | |
|---|--------------|
| 1 申立人X 1分 | 1, 700, 000円 |
| (255万円(介護増額3割×85ヶ月(平成23年3月～平成30年3月)) - 一本賠償既払分85万円) | |
| 2 申立人X 2分 | 850, 000円 |
| (255万円(被介護増額3割×85ヶ月(平成23年3月～平成30年3月)) - 一本賠償既払分170万円) | |
| 3 申立人X 3分 | 470, 000円 |
| (3万円((別離増額3割)×1ヶ月(平成23年3月)) + 44万円(別離増額1割×44ヶ月(平成26年8月～平成30年3月))) | |
| 4 申立人X 4分 | 30, 000円 |
| (3万円(別離増額3割)×1ヶ月(平成23年3月)) | |

- | | |
|----------------------|--------------|
| ・A歯科における申立人X 2歯列矯正費用 | 320, 000円 |
| 総額 | 3, 370, 000円 |

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として3, 370, 000円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(若しくは記名)・押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年12月20日

(仲介委員 小林 哲也)